

令和4年度

郡山市関係行政機関等に対する意見書

郡山市農業委員会

今日の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足等に伴う遊休農地の増加、農畜産物流通のグローバル化による価格低下や食料消費の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による農畜産物の需要減退や収入減少など、多くの課題に直面しています。

国連においては、2015年に採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に加え、2017年に「家族農業の10年」（2019年から2028年）を定め、加盟国及び関係機関等に対し持続可能な農業への認識と行動、家族農業に係る施策の推進を求めています。

このような中、国においては、今年度から、新たな「食料・農業・農村基本計画」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく各種施策が実行に移されるほか、SDGsや環境を重視する持続可能な食料供給システムをめざす、「みどりの食料システム戦略」が5月に策定されました。

本市では、近年増え続ける自然災害や気候変動への対応を図るとともに、安全・安心な食料の安定供給や、農業DX等の新技術を活用しながら、収益性の高い農業の確立等に向け各種事業を展開していくため、令和4年度から令和7年度を計画期間とする、「第四次郡山市食と農の基本計画」の策定が進められております。

本市農業委員会においては、農地を将来にわたり農地として守り、活かし、使える人に引き継ぐことができるよう、地域において将来の農地利用に向けた話し合いを進めるとともに、将来ビジョンの実現に向けたサポートなどの地域活動により、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消対策、新規参入の促進など「農地利用の最適化」を推進しています。

つきましては、本市農業の振興のため、本市農業者の代表機関として、農地等の利用の最適化の推進に関し、農業・農村の課題等について各地域の意見をまとめましたので、令和4年度の施策の立案や予算編成に反映いただきたく、農業委員会等に関する法律第38条に基づき意見を提出します。

令和3年10月1日

郡山市長 品川 萬里 様

郡山市農業委員会
会長 佐久間 俊一

1 農業のDX化

65歳以上の高齢者が、国内人口の約3割を占めると予想される「2025年問題」は、農業分野においても、農業従事者の高齢化と後継者不足による労働力不足が懸念されている。作業の効率化や生産性の向上、これまで蓄積されてきた栽培技術の次世代への継承に当たり、デジタル技術の活用が必要である。

(1) スマート農業の普及

農家への導入・実証を加速するためには、関係機関連携した計画的な支援が必要である。

- ① スマート農機、施設、設備等の導入推進及び補助
- ② 高齢化に対応したアシストスーツ・サポーター等の導入推進及び補助

(2) 実践環境の整備

スマート農業に適した基盤整備やデジタル技術を活用できる環境整備が必要である。

- ① スマート農業や生産規模に適した農家負担の少ない条件整備及び補助
- ② 栽培技術継承に伴う技術のデータ化

(3) 学習機会の提供

スマート農業の実践については、学習や研修の場の充実を図り、作業者の育成が必要である。

- ① スマート農業についての学習会や研修会の開催
- ② 新規就農者への説明会の開催
- ③ 経営診断・指導

2 農地利用集積・集約化対策

農業従事者が高齢化し、地域の農地の維持保全が難しくなっていることから、これからの地域の農業を担う意欲ある担い手が、将来にわたり農地を活用できるよう農地の集積・集約化を促進し、農畜産物生産の効率化を図ること。

(1) 人・農地プランの作成促進

人・農地プランの法定化が検討されており、未作成地区での話し合いを促進し、プランの作成に取り組む必要がある。

- ① プラン未作成の原因分析と作成を促す積極的な対応
- ② プラン作成への継続的な支援

(2) 農地中間管理事業の利用促進と事業の拡充

農地の集積・集約化については、人・農地プランの実質化と農地中間管理機構の活用促進を図る必要がある。

- ① 農地中間管理事業の支援措置の拡充
- ② 機構集積協力金交付事業の活用促進と継続的な予算確保

3 遊休農地対策

遊休農地は、所有者の高齢化等により本人のみでの改善が困難な場合が多く、その発生防止・解消のためには、地域ぐるみの対応が必要であることから、地域の共同活動を支援する各事業の活用促進等を図ること。

(1) 遊休農地を活用した推進作物栽培の調査研究や技術支援

遊休農地の解消については、地域に適した作物導入が有効であり、栽培技術等を検討する必要がある。

- ① 学術機関と連携した薬用作物栽培の調査研究
- ② 食品会社と連携したジャガイモ栽培の調査研究
- ③ 土壌診断と土質改良への補助

(2) 基盤整備事業の推進

未整備地等の耕作条件不利地は、担い手の敬遠により耕作放棄が進行しているため、積極的に基盤整備を行う必要がある。

- ① 20ha～30ha 単位での基盤整備の実施
- ② 基盤整備事業の農家負担軽減要件の緩和及び補助率の拡大

4 担い手の育成・支援

将来にわたって地域農業を担う意欲ある担い手の育成・確保については、関係機関一体となり、新規就農者や法人化に向けた取り組みを支援し、定着させること。

(1) 新規就農者の確保と育成への支援

新規就農者の確保・育成のため、市内外への就農に係る情報提供やP R活動の実施と、農業開始時の農作業機械等の設備投資等に係る支援が必要である。

- ① 各種支援制度、補助事業等の積極的なP R活動
- ② 農作業機械等の共同利用やリースによる活用支援の拡充

- ③ 農作業機械等の補助要件の緩和
- ④ 国・県・市が実施している支援に関するワンストップ相談窓口の設置や、関係機関合同による相談日の設置
- ⑤ 栽培技術や経営のサポーター配置による支援

(2) 地域の担い手への支援

地域の担い手については、持続可能な農業経営のため環境整備による経営の安定化を図る必要がある。

- ① 飼料用米への転換における期間や品種等支援要件の緩和
- ② 米の消費拡大を目指した海外への輸出促進
- ③ 共同で利用可能な子実コーン用の乾燥施設の整備
- ④ 転作 100%達成者への支援

5 農業振興対策

本市の持続可能な農業の発展のため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、原子力災害由来の風評影響、自然災害、さらには近年増加傾向にある有害鳥獣被害にも適切に対応すること。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、米をはじめ花、果実、牛肉等の農産物全般で売上げが伸びず、販売価格も下落しているため、減額分を補う新たな補償制度が必要である。

(2) 原子力災害対策

原子力災害による風評影響が未だに根強く続いているため、対策の継続と新たな風評被害を発生させない取り組みが必要である。

- ① 農畜産物の風評被害に対する損害賠償の継続
- ② 東京電力福島第一原子力発電所に保管されているトリチウム水の海洋放出は、農産物を含むあらゆる分野において確実に風評被害が発生すると考えられるため、被害に対応する柔軟な補償対策を国・県へ要望
- ③ 市内全てのため池の除染

(3) 自然災害対策

近年、台風や大雨等の自然災害が多発しており、被害防止の取り組みが必要である。

- ① 大雨や災害に伴う農地の水没防止のための水路整備と水路に関する連

絡先の一本化

- ② ハザードマップの浸水想定区域内にある農業施設の移転への補助

(4) 有害鳥獣被害防止対策

イノシシ等による農作物被害については、継続的な支援が必要である。

- ・ イノシシ等有害鳥獣捕獲組織への経費増額と捕獲後処理の労力軽減

(5) 地産地消及びブランド化の促進

地場産農畜産物の地産地消とブランド化による消費拡大を図る必要がある。

- ① 「郡山旬の野菜の日」を制定し、生産者、流通業者、消費者と連携した地場野菜の生産・消費拡大
- ② 地場農畜産物のブランド化の推進
- ③ 郡山東 IC 付近への、地場産農畜産物販売の中心となる農産物・農産加工品直売所の設置

(6) その他

- ① 郡山産米の需要拡大に資する、米粉等の加工用米活用についての支援
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、海外の種場の生育状況等の確認が困難になっており、今後の種場の国内回帰を見越した種場と種苗会社の誘致
- ③ 表面を樹脂（プラスチック）膜でコーティングした「被覆肥料」は、マイクロプラスチックによる海洋汚染の原因になるため、環境に配慮した素材への改良を促進するよう国・県へ要望
- ④ 農道・農道法面保護のため、除草剤の適正使用の指導
- ⑤ 太陽光発電設備の設置に規模の制限を設けるなど、設置に対する規制強化
- ⑥ ため池の維持管理に係るさらなる支援